

2024年 全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則

※下線部分：変更箇所

2024年統一規則	2023年統一規則
<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2024年</u>全日本スーパーフォーミュラ選手権は、国際自動車連盟(FIA)および一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2024年</u>全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム(エントリー)に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 競技参加者の遵守事項</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p><u>6. 競技競技参加者、ドライバー、チームクルーは、常に規則の遵守と安全の確保に留意しなければならない、競技長の指示には速やかに従わなければならない。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 ペナルティポイント</p> <p>1. 1)～2)(3) (略)</p> <p>(4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2024年</u>の本選手権の全戦の出場停止処分。 ・<u>2024年</u>の本選手権のポイントの剥奪。 ・<u>2025年</u>の本選手権の公式登録の拒否。 <p>2. ～3. (略)</p>	<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2023年</u>全日本スーパーフォーミュラ選手権は、国際自動車連盟(FIA)および一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2023年</u>全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム(エントリー)に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条 競技参加者の遵守事項</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 ペナルティポイント</p> <p>1. 1)～2)(3) (略)</p> <p>(4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2023年</u>の本選手権の全戦の出場停止処分。 ・<u>2023年</u>の本選手権のポイントの剥奪。 ・<u>2024年</u>の本選手権の公式登録の拒否。 <p>2. ～3. (略)</p>

第6条 参加車両

1. 2024年JAF国内競技車両規則第1編第11章スーパーフォーミュラ(SF)車両規定に適合した車両およびJAFが特に認めた車両とする。
車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。
2. (略)
3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2024年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離(レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離)を指すものとする。
4. ～9. (略)

第7条 選手権得点

1. ～2. 2) (略)
- 3) レースが規定の周回数を完了するまでに終了、または中止された場合の取り扱い：
 - (1) (略)
 - (2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%(小数点以下切捨)未満でレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
 - (3) 先頭車両がレース距離の75%(小数点以下切捨)以上を完了した後にレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
- 4) (略)
3. ～4. (略)

第8条～第11条 (略)

第12条 競技会主要役員

第6条 参加車両

1. 2023年JAF国内競技車両規則第1編第11章スーパーフォーミュラ(SF)車両規定に適合した車両およびJAFが特に認めた車両とする。
車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。
2. (略)
3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2023年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離(レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離)を指すものとする。
4. ～9. (略)

第7条 選手権得点

1. ～2. 2) (略)
- 3) レースが規定の周回数を完了するまでに終了、または中止された場合の取り扱い：
 - (1) (略)
 - (2) 先頭車両が2周回を完了し、かつ走行距離がレース距離の75%未満でレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点の半分が与えられる。
 - (3) 先頭車両がレース距離の75%以上を完了した後にレースが終了または中止された場合、レースは成立し選手権得点はすべて与えられる。
- 4) (略)
3. ～4. (略)

第8条～第11条 (略)

第12条 競技会主要役員

当該選手権競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を競技会特別規則に規定しなければならない。

1. 競技会審査委員会：委員長を含み3名以上で構成する。
 - ①委員長： _____ (J A F 派遣)
 - ②委員： _____ (")
 - ③委員： _____ (")
 - ④委員： _____ (組織委員会任命)
 - ⑤ドライビングアドバイザー： _____ (J A F 派遣)
2. ～11. (略)

第13条～第15条 (略)

第16条 罰則

1. ～5. 1) (略)
- 2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちに罰則の種類を示すボード、当該車両の競技番号を記入した黒のボードがコントロールラインで表示され、合わせてピット放送が行われる。
 - ①～④ (略)
 - ⑤第15条1. 違反：ドライブスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則。いずれかの罰則に加えペナルティポイント。
 - ⑥ (略)
6. コントロールラインで、本条項5. 1) ③および④のペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。
7. (略)
8. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。
 - 1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了し、本条項5. 1) ③および④のペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライブスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加

当該選手権競技会の開催に際し、オーガナイザーは以下の主要役員を競技会特別規則に規定しなければならない。

1. 競技会審査委員会：委員長を含み3名で構成する。
 - ①委員長： _____ (J A F 派遣)
 - ②委員： _____ (")
 - ③委員： _____ (組織委員会任命)
 - ④ドライビングアドバイザー： _____ (J A F 派遣)
2. ～11. (略)

第13条～第15条 (略)

第16条 罰則

1. ～5. 1) (略)
- 2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちに罰則の種類を示すボード、当該車両の競技番号を記入した黒のボードがコントロールラインで表示され、合わせてピット放送が行われる。
 - ①～④ (略)
 - ⑤本条項1. 違反：ドライブスルーペナルティ、ペナルティストップ10秒以上、または他の罰則。いずれかの罰則に加えペナルティポイント。
 - ⑥ (略)
6. コントロールラインで、本条項8. 1) ③および④のペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。
7. (略)
8. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。
 - 1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了し、本条項8. 1) ③および④のペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライブスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加

算する。なお、加算されるタイムはドライブスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) 上記1) に該当しない場合、競技会審査委員会は、本条項5. 2) に明記された①～⑥以外の罰金を含む罰則を課す場合がある。

3) (略)

9. (略)

10. 本選手権における同一のシーズンに、訓戒処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その決勝レースにて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の訓戒が、決勝レース中の違反行為に基づいて課された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の決勝レースに適用される。

10グリッド降格の罰則は、訓戒処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ課される。

11. ～12. (略)

第17条～第19条 (略)

第20条 競技車両番号

競技車両番号(ゼッケン)は、FIA国際競技規則第16条に従うことが推奨され、車両検査以前に所定の位置およびリアウィングの翼端板上部の見やすい位置に付けておかなければならない。なお、競技会審査委員会が視認性の観点から当該番号の貼付位置等の修正を命じた場合、その指示に従わなければならない。

その指示に従わない場合、その車両の出走は認められない。

第21条 ピットエリア

1. ～12. (略)

13. ピットエリアでの服装

すべての走行時間においてピット作業エリアに出る作業要員はバイザ

算する。なお、加算されるタイムはドライブスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) 上記1) に該当しない場合、競技会審査委員会は、本条項8. 2) に明記された①～⑥以外の罰金を含む罰則を課す場合がある。

3) (略)

9. (略)

10. 本選手権における同一のシーズンに、訓戒処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その決勝レースにて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の訓戒が、決勝レース中の事違反行為に基づいて課された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の決勝レースに適用される。

10グリッド降格の罰則は、訓戒処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ課される。

11. ～12. (略)

第17条～第19条 (略)

第20条 競技車両番号

競技車両番号(ゼッケン)は、FIA国際競技規則第15条に従うことが推奨され、車両検査以前に所定の位置およびリアウィングの翼端板上部の見やすい位置に付けておかなければならない。なお、競技会審査委員会が視認性の観点から当該番号の貼付位置等の修正を命じた場合、その指示に従わなければならない。

その指示に従わない場合、その車両の出走は認められない。

第21条 ピットエリア

1. ～12. (略)

13. ピットエリアでの服装

すべての走行時間においてピット作業エリアに出る作業要員はバイザ

一付（もしくは適切な保護ゴーグル）ヘルメット、F I A公認（認定）/ J A F公認耐火炎スーツ、グローブ、バラクラバス（目出し帽）を着用しなければならない。作業中も肌の露出をしてはならない。

ただし、決勝レースを除き、ピット作業エリアで車両誘導およびピット内との車両移動以外の作業を行わない場合はこの限りではない。

第22条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：

1) ～ 3) (略)

4) すべての競技参加者は、オーガナイザーが指定する場所に下記のものを提示しなければならない。

(1) クラッシュヘルメット

(F I A基準8860-2018-ABPのクラッシュヘルメットに限られる。)

頭部と頸部の保護装置 (FHRシステム)

(F I A国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる)

ライフサポートシステムの使用はドライバーの自由とする。

(2) 氏名および血液型のついた耐火炎レーシングスーツ

(F I A基準8856-2018に限られる)

(3) ～ (7) (略)

2. 車両検査： (略)

第23条 (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. エンジン

1) ～ 6) (略)

7) 2024年スーパーフォーミュラ (S F) 車両規定第4条エンジンに

一付（もしくは適切な保護ゴーグル）ヘルメット、F I A公認（認定）/ J A F公認耐火炎スーツ、グローブ、バラクラバス（目出し帽）を着用しなければならない。作業中も肌の露出をしてはならない。

第22条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：

1) ～ 3) (略)

4) すべての競技参加者は、オーガナイザーが指定する場所に下記のものを提示しなければならない。

(1) クラッシュヘルメット

(F I A国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる)

頭部と頸部の保護装置 (FHRシステム)

(F I A国際競技規則付則L項第3章に定められたものに限られる)

ライフサポートシステムの使用はドライバーの自由とする。

(2) 氏名および血液型のついた耐火炎レーシングスーツ

(F I A公認のものに限られる)

(3) ～ (7) (略)

2. 車両検査： (略)

第23条 (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. エンジン

1) ～ 6) (略)

7) 2023年スーパーフォーミュラ (S F) 車両規定第4条エンジンに

基づくオーバーテイクシステムの運用は、競技会特別規則または、公式通知に明記される。

3. ～4. (略)

第25条 燃料

1. ～5. (略)

6. プラクティスセッション、ウォームアップ走行および決勝レース中にピットレーンの作業エリアにおいて燃料補給を行う場合、燃料補給要員等は、以下の手順に従わなければならない。

1) 燃料補給装置は、2024年JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第3章10.3)に規定されたものに限られ、必ずピットのサーキット施設に固定する等の転倒防止策を施さなければならない。また、その燃料補給装置は、競技会期間中を通じ、オーガナイザーが指定したピットレーンの作業エリアにおいてのみ使用が許される。

2) ～6) (略)

7. 競技参加者は、シリーズ所管団体が指定する燃料のみを購入し使用すること。複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し空気を除き、その他の気体・液体・固体を混入し使用することは一切禁止される。

8. JAF指定の燃料検査が行われる場合、競技参加者は、必ずその指示に従わなければならない。

9. 競技会審査委員会が車両トラブル等の不可抗力と認めた場合を除き、全ての走行セッション終了後、競技車両は他の援助を受けることなくピットエリア、もしくは指定されたパークフェルメへ戻らなければならない。また、常に車両から1.0リットルの燃料サンプルを抽出できなければならない。

基づくオーバーテイクシステムの運用は、競技会特別規則または、公式通知に明記される。

3. ～4. (略)

第25条 燃料

1. ～5. (略)

6. プラクティスセッション、ウォームアップ走行および決勝レース中にピットレーンの作業エリアにおいて燃料補給を行う場合、燃料補給要員等は、以下の手順に従わなければならない。

1) 燃料補給装置は、2023年JAF国内競技車両規則第1編レース車両規定第3章10.3)に規定されたものに限られ、必ずピットのサーキット施設に固定する等の転倒防止策を施さなければならない。また、その燃料補給装置は、競技会期間中を通じ、オーガナイザーが指定したピットレーンの作業エリアにおいてのみ使用が許される。

2) ～6) (略)

7. 本競技に使用される燃料は一般市販の無鉛ガソリンでオクタン価は最高102RONまでとする。

8. オーガナイザーは、燃料を指定しなければならない。その燃料の性状表は、競技会特別規則に明記すること。競技参加者は、指定された燃料から1銘柄のみを購入し使用すること。複数の燃料を混ぜて使用することを含み、指定された燃料に対し空気を除き、その他の気体・液体・固体を混入し使用することは一切禁止される。

9. JAF指定の燃料検査が行われる場合、競技参加者は、必ずその指示に従わなければならない。

10. 競技会審査委員会が車両トラブル等の不可抗力と認めた場合を除き、全ての走行セッション終了後、競技車両は他の援助を受けることなくピットエリア、もしくは指定されたパークフェルメへ戻らなければならない。また、常に車両から1.0リットルの燃料サンプルを抽出できなければならない。

第26条 (略)

第27条 プラクティスセッション (公式予選等)

1. プラクティスセッションは、フリー走行、公式予選で構成される。
オーガナイザーは、決勝レース出場車両の選抜およびグリッド位置の決定を行うため、下記からいずれかの方法を選択し競技会特別規則に明記しなければならない。
なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。
 - 1) 少なくとも20分の公式予選
 - 2) (略)
2. ~11. (略)
12. 決勝レース当日に少なくとも30分間のフリー走行の時間帯が設定されていること。

ただし、1大会2レース制で同日に2レースを行う場合もしくは公式予選と決勝レースを同日に行う場合は、競技会特別規則または公式通知に記載することにより当該フリー走行を短縮もしくは省略することができる。

第28条~第30条 (略)

第31条 スタート手順

1. ~8. (略)
9. フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れ、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出せなかった車両および本条5項のチームクルーによりエンジンを再始動した車両に対しては、メインフラッグタワーにて黄旗が提示され、他の車両を追い越すことが禁止される。
10. ~21. (略)

第26条 (略)

第27条 プラクティスセッション (公式予選等)

1. プラクティスセッションは、フリー走行、公式予選で構成される。
オーガナイザーは、決勝レース出場車両の選抜およびグリッド位置の決定を行うため、下記からいずれかの方法を選択し競技会特別規則に明記しなければならない。
なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。
 - 1) 少なくとも20分の公式予選を2回。
 - 2) (略)
2. ~11. (略)
12. 決勝レース当日に少なくとも30分間のフリー走行の時間帯が設定されていること。なお、当該フリー走行終了後から最初の決勝レースもしくはヒートのスタート時刻までは、少なくとも2時間以上の間隔がなければならない。

ただし、1大会2レース制で同日に2レースを行う場合もしくは公式予選と決勝レースを同日に行う場合は、競技会特別規則または公式通知に記載することにより当該フリー走行を短縮もしくは省略することができる。

第28条~第30条 (略)

第31条 スタート手順

1. ~8. (略)
9. フォーメーションラップにおいて、グリッドを離れる際に出遅れ、最後尾の車両がスタートラインを横切る前までに動き出せなかった車両に対しては、メインフラッグタワーにて黄旗が提示され、他の車両を追い越すことが禁止される。
10. ~21. (略)

第32条～第33条 (略)

第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

1) (略)

2) レース中断の間は、

- － レースも計時システムも停止することはない。
- － 車両が一旦赤旗ライン後方に停止した後、またはピットに入った後は作業を行うことができる。
- － レース中断の合図が提示されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両を除き、給油は禁止される。
- － グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。

3)～4) (略)

5) レースの中断中、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：

- － エンジンの始動および当該行為に関連する準備
- － 冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し
- － タイヤ交換

ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

1)～10) (略)

11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された時点で先頭車両が完了した周回の1周回前の結果がレース結果として採用される。

12)～13) (略)

第32条～第33条 (略)

第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上において提示することを命ずる。

1. レースの中断

1) (略)

2) レース中断の間は、

- － レースも計時システムも停止することはない。
- － 車両が一旦赤旗ライン後方に停止した後、またはピットに入った後は作業を行うことができるが、この場合の作業がレースの再開の妨げとなつてはならない。
- － レース中断の合図が提示されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両を除き、給油は禁止される。
- － グリッド上には、チーム員と競技役員のみが立ち入りを認められる。

3)～4) (略)

5) これらの状況下では、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：

- － エンジンの始動および当該行為に関連する準備
- － 冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し
- － ホイール交換

ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

2. レースの再開

1)～10) (略)

11) レースが再開できなかった場合は、レースは中断の合図が出された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

12)～13) (略)

第35条～第39条 (略)

(細則. 2)

・全日本選手権各大会における賞の授与(暫定表彰)および年間表彰について

1. 全日本選手権各大会における賞の授与(暫定表彰)は、以下のとおり実施されなければならない。

1) 優勝者への賞典授与は、JAF会長あるいは大会会長(または名誉会長)が行うものとする。いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が行うこと。

2) 2位および3位の賞典授与は、上記1)で授与者となっている場合を除きオーガナイザー代表が行うものとする。

3) 諸事情により、上記1)および/または2)が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。なおこの場合、競技会審査委員は除かれる。

2. 選手権保持者および上位6位までの入賞者は、当該年のJAFモータースポーツ表彰式に出席しなければならない。

以上

第35条～第39条 (略)

以上